

特集

コーポレートガバナンス・コード

座 談 会

コーポレートガバナンス・コードを機能させるために

と き 2015年3月26日（木）
ところ 日本証券アナリスト協会会議室

《パネリスト》（敬称略、五十音順）

小 澤 大 二 CMA

（インベスコ・アセット・マネジメント
取締役 運用本部長 CIO）

中 原 裕 彦

（経済産業省 経済産業政策局
産業組織 課長）

佐 藤 淑 子 CMA

（一般社団法人日本 IR 協議会
専務理事）

西 山 賢 吾 CMA・CIIA

（野村證券 エクイティ・リサーチ部
コーポレートガバナンス／
コーポレートアクション調査
シニアストラテジスト）

《司会》

大 崎 貞 和 CMA

（野村総合研究所
未来創発センター 主席研究員）

目

1. コーポレートガバナンス・コードの内容について
2. コーポレートガバナンス強化の狙い

次

3. 日本の監査役制度と取締役会の役割
4. 機関投資家との対話とその役割
5. コード実施における個人投資家の関わり

1. コーポレートガバナンス・コードの内容について

大崎 2015年の3月、金融庁の有識者会議で、コーポレートガバナンス・コードの原案が完成し

た。今後は、これが東証で採択され、上場規則に位置付けられて6月1日に施行される。コーポレートガバナンス・コードは、14年発表されたステュワードシップ・コードと車の両輪をなし、日本のコーポレートガバナンスを高度化・強化する